

令和 3 年 1 月
水道部総務課

予定価格，低入札価格調査基準額及び最低制限価格の
事後公表化について

令和 3 年 4 月 1 日から，本市水道部が発注する工事案件について，次のとおり入札制度を変更しますので，入札の参加に当たってはご留意ください。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する指針」（令和元年 10 月 18 日閣議決定）に基づき，適正価格での契約の推進と建設業の健全な育成の観点から，建設工事・修繕工事案件の予定価格，低入札価格調査基準額及び最低制限価格（以下「予定価格等」という。）の公表方法を次のとおり変更します。

1 公表方法

原則として**事後公表**

ただし，経過措置として「所在地要件を市内本店とする予定価格 5,000 万円未満の水道施設工事」の予定価格等は，事前公表とする。

2 適用日

令和 3 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う建設工事及び修繕工事案件

関係者の皆様におかれましては，「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律 127 号）第 3 条第 3 号の趣旨を踏まえ，職員に対して，未公表情報を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を行わないようお願いいたします。

未公開情報の聞き出し等は刑法第 96 条の 6 第 1 項により罰せられます。

参考

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。

二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。

三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。

四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。

○刑法

(公契約関係競売等妨害)

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。